

宮崎広域都市計画 道路の変更

3・5・21号 光ヶ丘梅野通線

(一部区域の変更)

都市計画道路の計画区域内は、都市計画法により一定の建築制限が課せられている。

一定の建築制限とは

都市計画道路の計画区域内に建築物を建築する場合、都市計画法第53条における許可申請が必要であり、許可基準を満たさない建築物の建築は不可

< 許可の基準 >

1. 階数が2階以下で、かつ地階を有しないこと
2. 主要構造部が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造その他のこれらに類する構造
3. 上記1・2の基準に加え、容易に移転又は除却可能であると認められるもの



宮崎県ホームページより

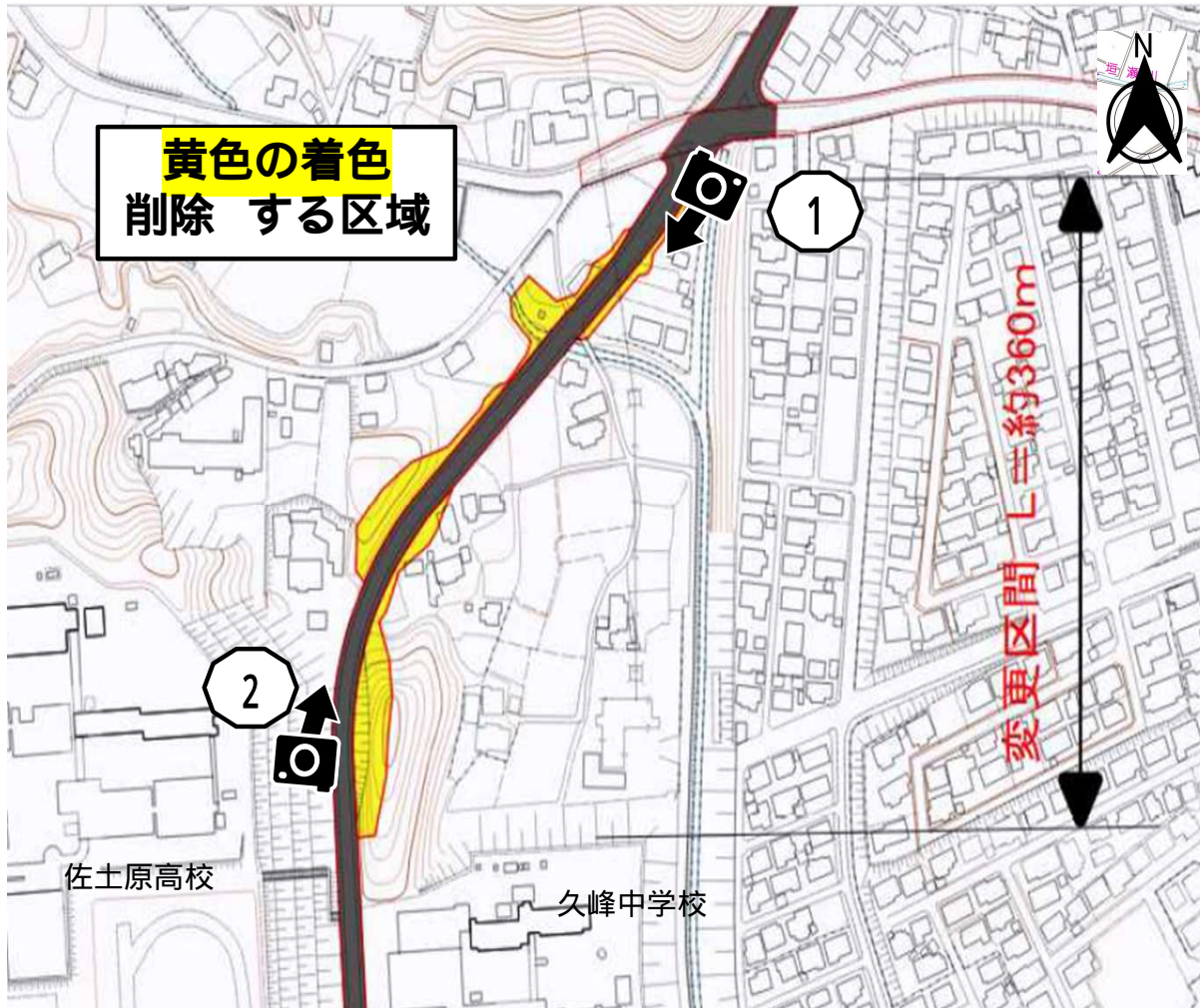
計画変更（一部区域の変更）

- 本路線は、昭和52年に都市計画決定の後、都市計画事業等により道路整備が完了したところであり、その後、沿道において、現計画区域内を含めた個別の開発・建築行為が行われており、光ヶ丘梅野通線整備後の土地利用が進められている。
- 道路などの都市施設の都市計画は、長期的な視点から計画的な整備を展開し、円滑かつ着実な都市施設の整備を図ることを目的としており、整備済である本路線においてはこの目的が達せられている。
- 以上のことから、都市計画法第53条に基づく建築制限を必要最小限の範囲とするため、道路の本体構造に影響のない本区域（変更箇所延長360m）については、都市計画道路を変更する。

都市計画道路 光ヶ丘梅野通線の都市計画変更（概要）

計画変更（一部区域の変更）

光ヶ丘梅野通線



都市計画道路の位置づけを削除する



都市計画変更の手続きについて

都市計画案の作成



住民説明・周知

令和5年 11月 住民説明会の開催



都市計画案の公告・縦覧
(2週間)

令和6年1月17日から令和6年1月31日
縦覧者・意見書の提出：0件



都市計画審議会

本日開催



県協議



都市計画変更の告示・縦覧

令和6年3月(予定)